

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 福岡家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所							
					配置 支部 総数	飯塚 支部	久留 米支部	小倉 支部	支 部	支 部	未配 置支部 総数	直方 支部	田川 支部	大牟 田支部	柳川 支部	八女 支部	行橋 支部	出張 所 総数	甘木 出張所	出張 所	出張 所	出張 所	出張 所
総 数			9533	4589	3440	370	971	2099	0	0	1504	149	234	266	175	218	462	0	0	0	0	0	0
家事事件	家事事件総数		9508	4578	3429	367	963	2099	0	0	1501	148	234	265	174	218	462	0	0	0	0	0	0
	審 判	別表第1	1911	922	658	44	218	396			331	31	55	76	29	52	88	0	0				
		別表第2	910	589	246	43	71	132			75	4	26	8	7	21	9	0	0				
		期日立会い	609	418	143	35	39	69			48	4	16	4	4	16	4	0	0				
	調 停	別表第2	4356	1974	1607	171	468	968			775	66	84	148	99	104	274	0	0				
		期日立会い	3684	1667	1363	150	410	803			654	51	77	126	82	86	232	0	0				
		別表第2以外	1560	698	582	78	117	387			280	45	59	30	37	33	76	0	0				
		期日立会い	1344	585	510	69	111	330			249	43	55	26	31	26	68	0	0				
	共 助		2	2	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	雑	保全処分	196	129	53	11	11	31			14	1	6	1	2	3	1	0	0				
保全処分以外		573	264	283	20	78	185			26	1	4	2	0	5	14	0	0					
人事訴訟事件			25	11	11	3	8	0			3	1	0	1	1	0	0						
てん補状況			(例) 1: 本庁/□□支部/審判別表第1/5件 2: ○○支部/△△支部/調停別表第2以外/3件 1, 飯塚支部/直方支部/審判別表第1/31件 2, 飯塚支部/直方支部/審判別表第2/4件 3, 飯塚支部/直方支部/調停別表第2/66件 4, 飯塚支部/直方支部/調停別表第2以外/45件 5, 飯塚支部/直方支部/雑保全処分/1件 6, 飯塚支部/直方支部/雑保全処分以外/1件 7, 飯塚支部/直方支部/人事訴訟事件/1件								てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名						
											飯塚支部	飯塚支部	久留米支部	久留米支部	久留米支部	小倉支部							

備 考

8. 飯塚支部/田川支部/審判別表第1/55件
9. 飯塚支部/田川支部/審判別表第2/26件
10. 飯塚支部/田川支部/調停別表第2/84件
11. 飯塚支部/田川支部/調停別表第2以外/59件
12. 飯塚支部/田川支部/雑保全処分/6件
13. 飯塚支部/田川支部/雑保全処分以外/4件
14. 飯塚支部/田川支部/人事訴訟事件/0件

15. 久留米支部/大牟田支部/審判別表第1/76件
16. 久留米支部/大牟田支部/審判別表第2/8件
17. 久留米支部/大牟田支部/調停別表第2/148件
18. 久留米支部/大牟田支部/調停別表第2以外/30件
19. 久留米支部/大牟田支部/雑保全処分/1件
20. 久留米支部/大牟田支部/雑保全処分以外/2件
21. 久留米支部/大牟田支部/人事訴訟事件/1件

22. 久留米支部/柳川支部/審判別表第1/29件
23. 久留米支部/柳川支部/審判別表第2/7件
24. 久留米支部/柳川支部/調停別表第2/99件
25. 久留米支部/柳川支部/調停別表第2以外/37件
26. 久留米支部/柳川支部/雑保全処分/2件
27. 久留米支部/柳川支部/雑保全処分以外/0件
28. 久留米支部/柳川支部/人事訴訟事件/1件

29. 久留米支部/八女支部/審判別表第1/52件
30. 久留米支部/八女支部/審判別表第2/21件
31. 久留米支部/八女支部/調停別表第2/104件
32. 久留米支部/八女支部/調停別表第2以外/33件
33. 久留米支部/八女支部/雑保全処分/3件
34. 久留米支部/八女支部/雑保全処分以外/5件
35. 久留米支部/八女支部/人事訴訟事件/0件

36. 久留米支部/行橋支部/審判別表第1/88件
37. 久留米支部/行橋支部/審判別表第2/9件
38. 久留米支部/行橋支部/調停別表第2/274件
39. 久留米支部/行橋支部/調停別表第2以外/76件
40. 久留米支部/行橋支部/雑保全処分/1件
41. 久留米支部/行橋支部/雑保全処分以外/14件
42. 久留米支部/行橋支部/人事訴訟事件/0件

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 福岡家庭裁判所

事件の種類 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	飯 塚 支 部	久 留 米 支 部	小 倉 支 部	支 部	支 部
総 数			4668	2108	2560	461	623	1476	0	0
一 般	一 般 総 数		2938	1513	1425	228	384	813	0	0
	在 宅	観 護 措 置	478	264	214	37	55	122		
		通常調査	2390	1212	1178	183	320	675		
		簡易面接	0	0	0	0	0	0		
		書面照会	0	0	0	0	0	0		
	試 験 観 察		70	37	33	8	9	16		
交 通	交 通 総 数		1698	580	1118	230	236	652	0	0
	致過 死失 傷通 等転	観護措置	19	10	9	2	0	7		
		在 宅	859	220	639	146	125	368		
	道交等	観護措置	100	46	54	24	9	21		
		在 宅	707	297	410	58	102	250		
	試 験 観 察		13	7	6	0	0	6		
準少年・共助等			32	15	17	3	3	11		
てん補状況			(例) 1:本庁/〇〇支部/一般観護措置/2件 2:□□支部/△△支部/道交等在宅/5件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件（無免許）危険運転致死傷保護事件及び車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 福岡家庭裁判所

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	飯 塚 支 部	久 留 米 支 部	小 倉 支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	182	104	78	9	22	47		
人 事 訴 訟 事 件	8	3	5	4	1	0		
少 年 事 件	44	15	29	9	10	10		

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(庁名) 佐賀 家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所							
					配置 支部 総数	唐 津 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総数	武 雄 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出 張 所 総 数	鹿 島 出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所
総 数			1201	784	156	156					187	187						74	74				
家 事 事 件	家事事件総数		1189	772	156	156					187	187						74	74				
	審 判	別表第1	229	143	44	44					23	23						19	19				
		別表第2	134	67	2	2					62	62						3	3				
		期日立会い	88	44	0	0					44	44						0	0				
	調 停	別表第2	470	313	55	55					69	69						33	33				
		期日立会い	399	271	44	44					57	57						27	27				
		別表第2以外	262	183	38	38					24	24						17	17				
		期日立会い	229	161	33	33					20	20						15	15				
	共 助		0	0	0	0					0	0						0	0				
	雑	保全処分	22	13	0	0					9	9						0	0				
保全処分以外		72	53	17	17					0	0						2	2					
人 事 訴 訟 事 件			12	12	0	0					0	0											
て ん 補 状 況			本庁ー配置支部間のてん補 なし									てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名					
												本 庁							本 庁				
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 佐賀 家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	唐 津 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			836	621	215					
一 般	一 般 総 数		320	232	88					
	観 護 措 置		63	41	22					
	在 宅	通常調査	250	187	63					
		簡易面接	0	0	0					
		書面照会	0	0	0					
	試 験 観 察		7	4	3					
交 通	交 通 総 数		510	385	125					
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	1	1	0					
		在 宅	394	302	92					
	道 交 等	観護措置	5	3	2					
		在 宅	110	79	31					
	試 験 観 察		0	0	0					
準少年・共助等			6	4	2					
てん補状況			1:本庁／唐津支部／一般観護措置／4件 2:本庁／唐津支部／過失運転致傷／45件 3:本庁／唐津支部／道路交通法違反／2件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」((無免許)過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 佐賀 家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	唐 津 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	31	24	7	7				
人 事 訴 訟 事 件	4	4	0	0				
少 年 事 件	7	6	1	1				

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。

(庁名) 長崎 家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所							
					配置 支部 総数	佐 世 保 支 部	五 島 支 部	巖 原 支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総 数	大 村 支 部	島 原 支 部	平 戸 支 部	吉 岐 支 部	支 部	支 部	出張 所 総 数	諫 早 出 張 所	新 上 五 島 出 張 所	上 県 出 張 所	出 張 所	出 張 所
総 数			1689	752	490	400	78	12	0	0	284	68	126	55	35	0	0	163	126	28	9	0	0
家事事件	家事事件総数		1683	749	490	400	78	12	0	0	281	67	124	55	35	0	0	163	126	28	9	0	0
	審 判	別表第1	458	202	88	62	24	2			99	20	55	20	4			69	60	8	1		
		別表第2	164	66	75	58	17	0			10	0	0	8	2			13	3	10	0		
		期日立会い	99	48	41	33	8	0			5	0	0	4	1			5	0	5	0		
	調 停	別表第2	563	256	183	166	17	0			92	36	31	16	9			32	30	0	2		
		期日立会い	449	201	146	133	13	0			73	30	24	12	7			29	27	0	2		
		別表第2以外	363	159	92	68	17	7			69	11	37	5	16			43	29	8	6		
		期日立会い	306	137	82	62	14	6			54	9	26	4	15			33	23	5	5		
	共 助		0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0			0	0	0	0		
	雑	保全処分	32	15	11	10	1	0			3	0	0	3	0			3	3	0	0		
		保全処分以外	103	51	41	36	2	3			8	0	1	3	4			3	1	2	0		
	人 事 訴 訟 事 件			6	3	0	0	0	0			3	1	2	0	0							
て ん 補 状 況			(例) 1:本庁/□□支部/審判別表第1/5件 2:〇〇支部/△△支部/調停別表第2以外/3件 本庁及び調査官配置支部間でのてん補はない。							てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名							
										本庁	本庁	佐世保支部	巖原支部				本庁	五島支部	巖原支部				
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 長崎家庭裁判所

事件の種類 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	佐 世 保 支 部	巖 原 支 部	奄 岐 支 部	五 島 支 部	支 部
総 数			650	467	183	161	8	6	8	0
一 般	一 般 総 数		321	235	86	72	7	1	6	0
	在 宅	観 護 措 置	55	37	18	17	0	0	1	
		通常調査	259	193	66	53	7	1	5	
		簡易面接	0	0	0	0	0	0	0	
		書面照会	0	0	0	0	0	0	0	
	試 験 観 察		7	5	2	2	0	0	0	
交 通	交 通 総 数		320	227	93	87	0	4	2	0
	致過 死失 傷運 等転 道交 等	観護措置	2	2	0	0	0	0	0	
		在 宅	217	144	73	69	0	3	1	
		観護措置	6	5	1	1	0	0	0	
		在 宅	95	76	19	17	0	1	1	
	試 験 観 察		0	0	0	0	0	0	0	
準少年・共助等			9	5	4	2	1	1	0	
てん補状況			(例) 1:本庁／〇〇支部／一般観護措置／2件 2:□□支部／△△支部／道交等在宅／5件 1:佐世保支部／本庁／一般観護措置／1件, 2:五島支部／本庁／一般観護措置／1件							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び（無免許）危険運転致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 長崎家庭裁判所

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	佐 世 保 支 部	五 島 支 部	厳 原 支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	25	13	12	12	0	0		
人 事 訴 訟 事 件	1	1	0	0	0	0		
少 年 事 件	8	7	1	1	0	0		

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

別紙(1)

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(27年)

(庁名)大分家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所					
					配置 支部 総数	中 津 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総数	杵 築 支 部	佐 伯 支 部	竹 田 支 部	日 田 支 部	支 部	支 部	出 張 所 総 数	出 張 所	出 張 所	出 張 所
総 数			1511	963	236	236					312	66	42	98	106						
家 事 事 件	家事事件総数		1499	956	233	233					310	65	42	97	106						
	審 判	別表第1	283	179	32	32					72	20	12	15	25						
		別表第2	146	99	10	10					37	5	2	11	19						
		期日立会い	73	51	4	4					18	3	2	4	9						
	調 停	別表第2	654	445	76	76					133	35	11	46	41						
		期日立会い	521	343	62	62					116	31	11	38	36						
		別表第2以外	243	120	62	62					61	4	15	21	21						
		期日立会い	183	87	49	49					47	4	10	16	17						
	共 助		1	1	0	0					0	0	0	0	0						
	雑	保全処分	27	17	7	7					3	0	1	2	0						
		保全処分以外	145	95	46	46					4	1	1	2	0						
人 事 訴 訟 事 件			12	7	3	3					2	1	0	1	0						
てん 補 状 況												てん補を実施した庁名					てん補を実施した庁名				
												本 庁	本 庁	本 庁	中 津 支 部						
備 考																					

別紙(1)

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

別紙(2)

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(27年)

(庁名) 大分家庭裁判所

事件の種別 庁 名		総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
				支 部 総 数	中 津 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数		549	400	149	149				
一 般	一 般 総 数		246	177	69	69			
	観 護 措 置		28	16	12	12			
	在 宅	通常調査	211	154	57	57			
		簡易面接	0	0	0	0			
		書面照会	0	0	0	0			
	試 験 観 察		7	7	0	0			
交 通	交 通 総 数		299	219	80	80			
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	1	0	1	1			
		在 宅	164	111	53	53			
	道交 等	観護措置	6	5	1	1			
		在 宅	127	102	25	25			
	試 験 観 察		1	1	0	0			
準少年・共助等		4	4	0	0				
てん補状況									
備 考									

別紙(2)

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」（（無免許）過失運転致死傷保護事件、（無免許）過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件（無免許）危険運転致死傷保護事件及び車両運転による（業務上・重）過失致死傷保護事件）及び「道交等」（道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件）をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 大分家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	中 津 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	31	24	7	7				
人 事 訴 訟 事 件	3	3	0	0				
少 年 事 件	4	3	1	1				

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(庁名) 熊本家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所							
					配置 支部 総数	八代 支部	天草 支部	支 部	支 部	支 部	未配置 支部 総数	玉名 支部	山鹿 支部	阿蘇 支部	人吉 支部	支 部	支 部	出張 所 総数	高森 出張 所	水俣 出張 所	牛深 出張 所	出張 所	出張 所
総 数			2950	2076	244	173	71	0	0	0	560	238	128	67	127	0	0	70	19	35	16	0	0
家事事件	家事事件総数		2937	2065	244	173	71	0	0	0	558	238	126	67	127	0	0	70	19	35	16	0	0
	審 判	別表第1	738	468	76	40	36				159	56	56	9	38			35	7	25	3		
		別表第2	224	143	33	33	0				46	27	6	13	0			2	1	1	0		
		期日立会い	149	98	20	20	0				30	18	3	9	0			1	1	0	0		
	調 停	別表第2	1067	765	66	56	10				213	94	48	22	49			23	6	8	9		
		期日立会い	913	657	55	45	10				181	79	42	21	39			20	6	8	6		
		別表第2以外	569	411	41	28	13				108	55	14	17	22			9	5	1	3		
		期日立会い	496	365	33	23	10				92	45	12	17	18			6	4	0	2		
	共 助		2	1	1	1	0				0	0	0	0	0			0	0	0	0		
	雑	保全処分	67	50	2	2	0				15	6	2	6	1			0	0	0	0		
		保全処分以外	270	227	25	13	12				17	0	0	0	17			1	0	0	1		
	人事訴訟事件			13	11	0	0	0				2	0	2	0	0							
てん補状況			(例) 1:本庁/□□支部/審判別表第1/5件 2:〇〇支部/△△支部/調停別表第2以外/3件 本庁/八代支部/審判別表第1/1件							てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名							
										本庁	本庁	本庁	八代支部				本庁	八代支部	天草支部				
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名)熊本家庭裁判所

事件の種類別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	八 代 支 部	天 草 支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			1003	805	198	160	38	0	0	0
一 般	一 般 総 数		682	530	152	126	26	0	0	0
	観 護 措 置		82	62	20	15	5			
	在 宅	通常調査	580	453	127	108	19			
		簡易面接	0	0	0	0	0			
		書面照会	0	0	0	0	0			
	試 験 観 察		20	15	5	3	2			
交 通	交 通 総 数		313	268	45	33	12	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	1	1	0	0	0			
		在 宅	101	89	12	10	2			
	道 交 等	観護措置	28	24	4	3	1			
		在 宅	171	142	29	20	9			
	試 験 観 察		12	12	0	0	0			
準少年・共助等			8	7	1	1	0			
てん補状況			(例) 1:本庁／〇〇支部／一般観護措置／2件 2:□□支部／△△支部／道交等在宅／5件 本庁／八代支部／一般観護措置／2件。本庁／八代支部／道交等観護措置／1件。							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件、自動車運転過失致死傷保護事件及び(無免許)危険運転致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 熊本家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	八 代 支 部	天 草 支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	20	19	1	1	0			
人 事 訴 訟 事 件	1	1	0	0	0			
少 年 事 件	71	60	11	11	0			

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 鹿児島家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出張所							
					配置 支部 総数	名 瀬 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総 数	加 治 木 支 部	知 覧 支 部	川 内 支 部	鹿 屋 支 部	支 部	支 部	出張 所 総 数	種子 島 出張 所	屋 久 島 出張 所	大口 出張 所	指 宿 出張 所	徳 之 島 出張 所
総 数			2305	1129	148	148	0	0	0	0	858	259	103	187	309	0	0	170	14	1	27	82	46
家事 事 件	家事事件総数		2297	1121	148	148	0	0	0	0	858	259	103	187	309	0	0	170	14	1	27	82	46
	審 判	別表第1	426	153	21	21					203	58	38	41	66			49	3	0	6	26	14
		別表第2	113	40	7	7					54	26	17	3	8			12	0	0	2	10	0
		期日立会い	68	29	4	4					27	17	7	0	3			8	0	0	1	7	0
	調 停	別表第2	1055	517	67	67					405	96	36	98	175			66	5	0	13	30	18
		期日立会い	880	426	63	63					341	74	28	87	152			50	4	0	10	23	13
		別表第2以外	552	290	45	45					175	72	10	40	53			42	6	1	6	15	14
		期日立会い	500	259	42	42					161	68	9	38	46			38	5	1	6	14	12
	共 助		4	1	1	1					1	0	0	0	1			1	0	0	0	1	0
	雑	保全処分	17	10	0	0					7	7	0	0	0			0	0	0	0	0	0
		保全処分以外	130	110	7	7					13	0	2	5	6			0	0	0	0	0	0
	人 事 訴 訟 事 件			8	8	0	0					0	0	0	0	0							
て ん 補 状 況			1:本庁/名瀬以外の支部及び徳之島以外の出張所の全件 2:名瀬支部/徳之島出張所の全件									てん補を実施した庁名							てん補を実施した庁名				
												本 庁	本 庁	本 庁	本 庁						本 庁	本 庁	本 庁
備 考																							

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 鹿児島家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	名 瀬 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			891	846	45	45	0	0	0	0
一 般	一 般 総 数		379	350	29	29	0	0	0	0
	観 護 措 置		56	53	3	3				
	在 宅	通常調査	304	280	24	24				
		簡易面接	0	0	0	0				
		書面照会	0	0	0	0				
	試 験 観 察		19	17	2	2				
交 通	交 通 総 数		505	489	16	16	0	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置	0	0	0	0				
		在 宅	307	302	5	5				
	道 交 等	観護措置	5	5	0	0				
		在 宅	193	182	11	11				
	試 験 観 察		0	0	0	0				
準少年・共助等			7	7	0	0				
てん補状況			該当なし。							
備 考										

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 鹿児島家庭裁判所

事件の種別 庁名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	名瀬 支部	支部	支部	支部	支部
家 事 事 件	38	36	2	2				
人 事 訴 訟 事 件	2	2	0	0				
少 年 事 件	6	6	0	0				

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名) 宮崎家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部						出 張 所							
					配置 支部 総数	都 城 支 部	延 岡 支 部	支 部	支 部	支 部	未 配 置 支 部 総数	日 南 支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出 張 所 総 数	日 向 出 張 所	高 千 穂 出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所
総 数			1843	1058	595	413	182	0	0	0	86	86	0	0	0	0	0	104	94	10	0	0	0
家 事 事 件	家事事件総数		1837	1055	592	412	180	0	0	0	86	86	0	0	0	0	0	104	94	10	0	0	0
	審 判	別表第1	358	152	146	101	45				37	37						23	21	2			
		別表第2	126	69	43	32	11				1	1						13	13	0			
		期日立会い	69	34	24	20	4				0	0						11	11	0			
	調 停	別表第2	824	514	234	188	46				46	46						30	30	0			
		期日立会い	663	412	192	149	43				32	32						27	27	0			
		別表第2以外	307	196	85	52	33				1	1						25	18	7			
		期日立会い	244	152	70	42	28				1	1						21	15	6			
	共 助		2	2	0	0	0				0	0						0	0	0			
	雑	保全処分	64	50	14	8	6				0	0						0	0	0			
保全処分以外		156	72	70	31	39				1	1						13	12	1				
人 事 訴 訟 事 件			6	3	3	1	2				0	0											
て ん 補 状 況			1:本庁／延岡支部／審判別表第1／3件 本庁／延岡支部／調停別表第2／1件 本庁／延岡支部／調停別表第2以外／7件 本庁／延岡支部／雑／5件 2:本庁／日向出張所／審判別表第1／3件 本庁／日向出張所／調停別表第2以外／2件								てん補を実施した庁名						てん補を実施した庁名						
備 考											本庁						延岡 延岡						

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。

なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。

- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名)宮崎家庭裁判所

事件の種類 庁 名			総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
					支 部 総 数	都 城 支 部	延 岡 支 部	支 部	支 部	支 部
総 数			848	485	363	183	180	0	0	0
一 般	一 般 総 数		413	244	169	88	81	0	0	0
	観 護 措 置		82	54	28	13	15			
	在 宅	通常調査	313	177	136	72	64			
		簡易面接	0	0	0	0	0			
		書面照会	0	0	0	0	0			
	試 験 観 察		18	13	5	3	2			
交 通	交 通 総 数		430	239	191	94	97	0	0	0
	致過 死失 傷運 等転 道交 等	観護措置	2	2	0	0	0			
		在 宅	300	166	134	71	63			
		観護措置	15	8	7	1	6			
		在 宅	113	63	50	22	28			
	試 験 観 察		0	0	0	0	0			
準少年・共助等			5	2	3	1	2			
てん補状況			1:本庁／延岡支部／一般 観護措置／1件 本庁／延岡支部／過失運転致傷 在宅／4件 本庁／延岡支部／道路交通法違反 在宅／1件							
備 考			準少年・共助等事件の5件は、収容継続事件5件							

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 宮崎家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	都 城 支 部	延 岡 支 部	支 部	支 部	支 部
家 事 事 件	23	17	6	4	2			
人 事 訴 訟 事 件	3	2	1	0	1			
少 年 事 件	8	3	5	0	5			

(注)

- 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 期日立会い命令については計上しない。

(別紙様式第1)

家庭裁判所調査官の家事事件及び人事訴訟事件調査件数表(平成27年)

(庁名)那覇家庭裁判所

事件の種別 庁 名			総 数	本 庁	調査官配置支部					調査官未配置支部							出 張 所											
					配置 支部 総数	沖 縄 支 部	名 護 支 部	平 良 支 部	石 垣 支 部	支 部	未 配 置 支 部 総数	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	支 部	出 張 所 総 数	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所	出 張 所					
総 数			2879	1578	1301	951	176	37	137	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家 事 事 件	家事事件総数		2876	1575	1301	951	176	37	137	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	審 判	別表第1	312	102	210	110	64	17	19		0									0								
		別表第2	137	61	76	54	12	0	10		0									0								
		期日立会い	82	32	50	37	6	0	7		0									0								
	調 停	別表第2	1595	892	703	589	48	7	59		0									0								
		期日立会い	1314	758	556	468	35	2	51		0									0								
		別表第2以外	657	429	228	140	38	6	44		0									0								
		期日立会い	558	362	196	117	32	6	41		0									0								
	共 助		1	1	0	0	0	0	0		0									0								
	雑	保全処分	30	14	16	10	0	3	3		0									0								
保全処分以外		144	76	68	48	14	4	2		0									0									
人 事 訴 訟 事 件			3	3	0	0	0	0	0		0																	
てん 補 状 況			(例) 1:本庁／□□支部／審判別表第1／5件 2:〇〇支部／△△支部／調停別表第2以外／3件								てん補を実施した庁名							てん補を実施した庁名										
備 考																												

(注)

- 1 調査件数は、家庭裁判所調査官の所属にかかわらず、事件の係属した庁に計上する。
- 2 調査件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度に複数回の調査命令が出た場合には、それぞれ1件として計上する。
- 3 「期日立会い」欄には、別表第2審判事件、別表第2調停事件及び別表第2以外の調停事件における受命件数のうち、内数として、期日立会い命令件数を計上する。
なお、継続期日立会い命令によって複数回の期日に立ち会った場合は、期日立会いの度に受命があったものとみなす。例えば、子2人の面会交流調停事件につき初回調停期日に立ち会った後、継続期日立会い命令が出され、第2回調停期日及び第3回調停期日に立ち会った場合には、計上する期日立会い命令件数は合計6件となる。
- 4 「てん補状況」欄のうち、右部分（未配置支部及び出張所欄の下部）には、当該庁のてん補を実施した庁名をそれぞれ記入する。また、左部分には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。

(別紙様式第2)

家庭裁判所調査官の少年事件調査件数表(平成27年)

(庁名)那覇家庭裁判所

事件の種別			庁 名	総 数	本 庁	少 年 事 件 を 取 り 扱 っ て い る 支 部					
						支 部 総 数	沖 縄 支 部	名 護 支 部	平 良 支 部	石 垣 支 部	支 部
総 数				1687	847	840	612	121	68	39	0
一 般	一 般 総 数			973	543	430	297	80	31	22	0
	観 護 措 置			162	89	73	57	8	6	2	
	在 宅	通常調査		775	439	336	230	61	25	20	
		簡易面接		0	0	0	0	0	0	0	
		書面照会		8	0	8	0	8	0	0	
	試 験 観 察			28	15	13	10	3	0	0	
交 通	交 通 総 数			705	302	403	310	41	37	15	0
	致過 死失 傷運 等転	観護措置		4	2	2	2	0	0	0	
		在 宅		188	48	140	124	12	3	1	
	道 交 等	観護措置		24	13	11	8	3	0	0	
		在 宅		484	237	247	174	25	34	14	
	試 験 観 察			5	2	3	2	1	0	0	
準少年・共助等				9	2	7	5	0	0	2	
てん補状況			(例) 1:本庁/〇〇支部/一般観護措置/2件 2:□□支部/△△支部/道交等在宅/5件								
備 考											

(注)

- 1 件数は、事件数単位とし、調査命令を受けた時点で計上する。また、同一事件において、同一年度内に複数回の調査命令が出された場合にはそれぞれ1件として計上する。
- 2 少年事件の「観護措置」の件数は、調査が終了するまでの間に観護措置のとられた事件について計上する。
なお、在宅事件として調査命令を受けた事件について、その後に観護措置がとられた場合には、在宅事件は既済として計上し、新たに観護措置事件の調査命令を受けたものとみなし、観護措置1件を新たに計上する。
- 3 「交通」とは、「過失運転致死傷等」(（無免許）過失運転致死傷保護事件、(無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱保護事件(無免許)危険運転致死傷保護事件及び車両運転による(業務上・重)過失致死傷保護事件)及び「道交等」(道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件)をいう。
- 4 「一般」とは、一般保護事件から「過失運転致死傷等」を除いたものをいう。
なお、簡易送致事件については、調査命令が出された場合には該当する欄に計上する。
- 5 「簡易面接」とは、短時間で要点を押さえた調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「書面照会」とは、照会書による調査を行うことが相当であると認められ、その旨の調査命令が出された事件をいう。「通常調査」とは、「簡易面接」及び「書面照会」以外の調査命令が出された事件をいう。
- 6 「試験観察」欄には、「一般」及び「交通」についての試験観察受命件数を記載する。ただし、「交通」については、委託講習を除いた件数を記入する。
- 7 「準少年・共助等」欄には、準少年保護事件及び少年共助・雑事件についての受命件数の合計を記入する。
- 8 「てん補状況」欄には、本庁及び調査官配置支部間でてん補を実施した場合に、てん補を実施して処理した事件種別ごとに、①てん補を実施した庁名、②てん補を受けた庁名、③事件の種別及び④件数を順に記入する。欄が不足する場合は「備考」欄に続けて記入して差し支えない。
- 9 1件の事件について二つ以上の非行行為がある場合には、3及び4で定義した「一般」、「過失運転致死傷等」、「道交等」の順に、先順位の行為を選択して計上する。

(別紙様式第3)

家庭裁判所調査官の共同調査実施回数表(平成27年)

(庁名) 那覇家庭裁判所

事件の種別 庁 名	総 数	本 庁	調 査 官 配 置 支 部					
			支 部 総 数	沖 縄 支 部	名 護 支 部	平 良 支 部	石 垣 支 部	支 部
家 事 事 件	75	41	34	30	4	0	0	
人 事 訴 訟 事 件	0	0	0	0	0	0	0	
少 年 事 件	12	5	7	6	1	0	0	

(注)

- 1 共同調査の実施回数を計上する。家事事件において、当事者、審判を受ける者等の少なくとも1人を同じくする関連事件について、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とする。少年事件において、同一少年の複数事件につき、同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、事件数にかかわらず1回とし、また共犯事件について同じ担当者が同時に共同調査命令を受けた場合の実施回数は、少年1人につき1回とする。
- 2 調査官未配置支部又は出張所に係属した事件につき共同調査命令を受けた場合には、当該調査命令を受けた調査官が配置されている庁の件数として計上する。
- 3 期日立会い命令については計上しない。